

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認 令和3年4月13日

東京都作業部会確認 令和3年4月14日

事業名 NOC/NPC 旅費補助金の執行

案件名 NPC 旅費補助金の執行

確認の視点	東京都の見解	備考
経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであること	本事業は、各 NPC の大会参加を促進することを目的とし、開催都市契約に基づき実施される。 よって、①パラリンピック競技・選手に深く関わり、かつ②経費の内容が公費負担の対象として適切と考えられ、平成 29 年 5 月 31 日の合意に基づき、パラリンピック経費の 1/4 相当額を都が負担する事項と考える。	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	本事業は、大会運営の一部であり、これまでの準備状況の中で NPC と築いた関係性を鑑み、組織委員会が一元的に実施した方が効率的かつ効果的と考える。	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	本事業は、開催都市契約大会運営要件に規定され、過去大会においても実施されている大会実施に不可欠な事業である。
	効率性	本事業の旅費補助金の算定は、開催都市契約運営要件に基づき、経済的かつ効率的に算定されている。また、V5 予算の範囲内である。
	納得性	本事業に係わる航空運賃は、旅行代理店に調査を依頼して算定し、さらに、IPC による航空運賃調査を経て承認を得た適正なものである。
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること	本件は V5 予算内であることを確認している。 引き続き、経費が最小限となるよう抑制・削減に取り組むこと。	

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。